

軽微な変更の各ルートについて（住宅）

A. 建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更又は当該性能に影響しないことが明らかな変更（ルートA）

以下に該当する変更

- イ 外皮の U_A 値又は η_{AC} 値が増加しない変更（外皮面積が変わらない場合）又は開口部面積が増加しない変更
- ロ 通風等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更
- ハ 空調設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法の変更含む）
- ニ エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設

B. 一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について、一定の範囲以内でエネルギー消費性能を低下させる変更（ルートB）

変更前の設計一次エネルギー消費量（その他エネルギー消費量を除く。）が基準一次エネルギー消費量（その他エネルギー消費性能を除く。）に比較し 10 % 以上少ない省エネ計画に係るもののうち、次のイ 又は ロの変更（BEI が、0.9 以下の建築物が対象）

イ 床面積

主たる居室、その他の居室又は非居室、それぞれ 10 % を超えない増減。

ロ 外皮

外皮面積に変更がなく、変更前の U_A 値、 η_{AC} 値が基準値の 0.9 倍以下の場合に、（イ）から（ニ）のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更

- （イ）開口部の面積増加分が外皮合計面積の $1/200$ を超えない変更
- （ロ）変更する開口部面積が外皮合計面積の $1/200$ を超えない場合の断熱性能、日射遮蔽性能又はその両方が低下する若しくは日射遮蔽部材をなくす変更
- （ハ）変更する外皮の合計面積が外皮面積の $1/100$ を超えない場合で開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更
- （ニ）基礎断熱の基礎形状等の変更

C. 再計算によって基準適合が明らかな変更（次のイからロまでのいずれかに該当する変更を除く）（ルートC）

再計算によって基準適合が明らかな変更で、以下に記載するような計画の根本的な変更を除く。

- イ 建築基準法上の用途の変更

ロ 評価方法の変更（標準計算⇔仕様・計算併用）

なお、上記ルート C に該当する軽微な変更については、登録省エネ判定機関等から「軽微変更該当証明書」の交付を受け、完了検査申請時に「軽微変更該当証明書」とその内容が分かる図書一式を「軽微変更説明書」の一部として提出する。

※ルート C の変更につきましては、申請料金が必要となりますので、ご注意ください。